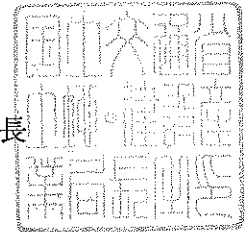


国土建第212号
国土建整第124号
平成23年12月22日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



下請債権保全支援事業の拡充及び延長について

標記事業については、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、昨年3月より開始し、利用が図られてきたところですが、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境に加え、今般の東日本大震災による影響もあり、東日本大震災の被災地域における中小・中堅建設企業等は、極めて厳しい状況にあるところではあります。

これらを受け、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」（平成23年5月19日付け国総建第38号、国総建整第51号）において、被災地における債権の買取を新たに本事業の対象とする等新たな措置を講じたところではありますが、今般、被災地における建設企業等の建設機械の調達の見通しを改善するため、本事業を拡大し、建設機械の割賦販売、リース又はレンタルを行う者が建設企業に対して有する債権を本事業の対象とするなど本事業の内容を拡大することとしました。

また、併せて、地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、事業期間を1年間延長することとし、これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知しました。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導・周知をお願いします。

【参考】下請債権保全支援事業に係る国土交通省ホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000033.html